

い。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 10 月 9 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 30 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 6 点 |
| ③ 語学力 | 10 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 10 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	ジェンダー主流化に係る各種調査・業務
対象国及び類似地域	アフリカ地域および全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

JICA 課題別事業戦略(JGA)「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」では、分野横断的事項として、JICA のあらゆる事業においてジェンダーの視点に立った取組を推進することとしている。2022 年度には、ジェンダー主流化されていると判定される案件（以下、「ジェンダー案件」という。）の要件を OECD-DAC の推奨要件に合わせて改定し、2030 年までの達成目標として、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力案件におけるジェンダー案件比率 80%を設定している。

上記方針の下、JICA では案件形成段階におけるジェンダー主流化を推進してきており、ジェンダー調査・分析、ジェンダー課題の抽出、課題に対応する取組及び指標の設定・合意等を通じて、ジェンダー案件として形成される案件は着実に増加している。

一方で、ジェンダー案件として形成された案件について、実施中又は実施後において、ジェンダー主流化による成果やインパクトがどの程度発現したかを体系的に把握・分析した事例は限られている。特に、女性の意思決定への参画、サービスや資源へのアクセス改善、能力の強化、行動変容、社会規範の変化といった成果について、量的及び質的な側面の双方から把握・分析する取り組みが十分に実施できていない。また、案件形成時に設定されたジェンダー課題に対する活動や指標がどのような成果や開発効果につながったのかについてのエビデンスや知見の蓄積も依然として限定的である。こうした中、分野横断的な知見の体系化も十分に進んでいない。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA が選定するジェンダー案件を対象として、既存資料レビュー、現地調査及び分析を通じて、ジェンダー主流化による成果及びインパクトを把握・分析する。また、案件形成時に設定されたジェンダー課題、取組及び指標と実際に発現した成果との関係を分析し、成果発現要因及び阻害要因、グッドプラクティス並びに教訓を整理する。さらに、調査結果を踏まえ、今後 JICA がジェンダー案件の成果・インパクトを継続的かつ体系的に把握できるよう、実

務的な分析手法を検討する。特に、女性のエンパワメントや意思決定への参画、社会規範の変化といった数値化が難しい成果について、OECD-DAC、UN Women、World Bank、ADB 等の国際機関及び他ドナーの評価手法も参照しつつ、JICA 事業で活用可能な分析アプローチを提案する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2026 年 10 月下旬～11 月上旬)

① 対象案件¹のレビュー及び分析方針の策定

先行案件の資料や詳細計画策定調査報告書、事前評価表、R/D、PDM、モニタリングシート、終了時評価報告書、事業完了報告書等の既存資料をレビューし、対象案件の概要及び実績を整理する。特に以下の観点から整理・分析を行う。

- 案件形成時に設定されたジェンダー課題
- ジェンダー課題に対応する取組
- ジェンダー関連指標
- 発現した成果及びインパクト
- その他モニタリング及び評価結果

② 業務内容案の作成

既存資料レビュー結果を踏まえ、対象案件ごとの調査設計案を作成の上、主管部と業務内容を整理する。必要に応じて他援助機関及び国際機関の類似事例を参照し、成果及びインパクト把握のための分析フレームワークを検討する。

③ 調査ツールの作成

調査方針に基づき、以下を一例として、必要なツールを作成する。

- 質問票
- 半構造化インタビューガイド
- フォーカスグループディスカッション実施要領
- 調査対象者リスト
- データ整理様式

なお、質問票及びインタビュー項目については、資源・機会・サービスへのアクセスや意思決定力、リーダーシップや意思決定の場への参画を

¹ 本業務の対象案件は以下から異なる国から 1 案件ずつ、計 2 案件を選定予定。

- ・ ザンビア「元難民の現地統合支援プロジェクト」(個別専門家)
- ・ ザンビア「メヘバ及びマユクワユクワにおける包摂的開発促進プロジェクト」(技協)
- ・ セネガル「セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト」(技協)
- ・ タンザニア「スポーツと開発」(個別専門家)

含む女性の可能性の強化、地域や組織における制度や行動変容、社会規範の変化、といったジェンダー関連の成果を把握するとともに、これらの変化が女性と男性にどのような異なる成果や影響をもたらしたのかを分析できる構成とする。

(2) 現地業務(2026年11月中旬～2027年1月下旬を想定(2回渡航予定))

① 現地調査の実施

調査計画に基づき、対象案件に係る現地調査を実施する。

具体的には以下を行う。

- 実施機関及び関係機関へのヒアリング
- 受益者調査
- フォーカスグループディスカッション
- キーインフォーマントインタビュー
- 現地視察

調査対象者については、可能な限り性別、年齢、社会属性等を考慮して選定すること。

② ジェンダー主流化による成果及びインパクトの確認と分析

- 収集した定量・定性データを用いて、ジェンダー主流化の観点から、事業が女性と男性にどのような異なる影響を及ぼしたのかを把握する。特に以下の観点から成果及びインパクトを確認・分析する。資源やサービス・機会へのアクセス改善
- 女性のリーダーシップや意思決定の場への参画
- 収益機会の拡大を含む経済的エンパワメント
- 無償ケア労働負担の変化
- 女性や少女の安全性の向上(GBVの撤廃)
- ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する政策・制度の整備地域社会や組織の意識・行動変容
- 社会規範の変化
- 男女間の力関係の変容

分析に当たっては、可能な限り案件形成時のベースライン情報及び事業実施中に収集されたモニタリング情報との比較を行う。

③ 成果発現プロセスの分析

対象案件について、案件形成時に想定された成果発現経路と実際に発現した成果との関係を分析する。

特に以下を整理する。

- 成果発現要因
- 阻害要因
- 想定外の成果
- 想定外の負の影響
- 組織的要因
- 制度的要因
- 社会・文化的要因

また、ジェンダー主流化の取組がどのようなメカニズムで成果発現に寄与したのかを分析する。

(3) 整理業務（2026年11月中旬～2027年2月上旬（現地業務後）を想定）

① 横断分析及び教訓整理

対象案件の調査結果を横断的に分析し、以下を整理する。また、どのような取組や指標の設定が成果発現につながりやすかったかについて分析する。

- グッドプラクティス
- 成果発現要因
- 課題
- 教訓

② ジェンダー案件の成果・インパクト把握手法の提案

調査結果を踏まえ、以下を整理する。

- 成果測定フレームワーク
- インパクト分析手法
- 定量指標例
- 定性指標例
- 調査頻度
- データ収集方法
- モニタリング手法

特に、以下を把握するための分析アプローチについて、OECD-DAC、UN Women、World Bank、ADB等の手法も参考に提案する。

- 女性や少女のエンパワメント
- 意思決定への参画
- 男性の意識と行動変容
- 社会規範の変化
- 交差性

- その他、ジェンダートランスフォーマティブな成果

③ 調査報告書の作成

上記分析結果を取りまとめ、以下を含む調査報告書（案）（和文）および要約版（案）（和文・英文）を作成し、JICAへ提出する。

- 個別案件分析（外部共有可能な概要版（和文・英文）を含む）
- 横断分析
- 成果発現要因及び阻害要因
- グッドプラクティス
- 教訓
- 成果・インパクト把握手法

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）業務計画書（全体）

2026 年 11 月上旬までに業務の具体的内容案等を記載した業務計画書（現地調査説明用資料（英文）を含む）を提出。

（２）業務完了報告書（和文）

2027 年 2 月 15 日（月）までに提出。調査報告書（和文）・要約版（和文・英文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２ 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）対象国

本業務の対象案件は以下から各国 1 案件（計 2 案件）を選定予定のところ、見

積書は、ザンビアとセネガルを想定して、作成をお願いします。

- ・ ザンビア「元難民の現地統合支援プロジェクト」（個別専門家）
- ・ ザンビア「メヘバ及びマユクワユクワにおける包摂的開発促進プロジェクト」（技協）
- ・ セネガル「セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト」（技協）
- ・ タンザニア「スポーツと開発」（個別専門家）

（２） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（３） 現地調査費

現地調査費は契約に含めず、JICA 事務所が車両費等を精算します。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

対象国はザンビアおよび、セネガルまたはタンザニアとなります。2026 年 11 月中旬～2027 年 1 月下旬の間に、各国 1 回ずつ（計二回）（各 12 日間・計 24 日間）の現地渡航を想定しています。

② 便宜供与内容

JICA ザンビア・セネガル・タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：なし

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳傭上：あり（現地語通訳が必要な場合）

オ) 現地日程のアレンジ：必要に応じて JICA が支援します。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務の対象案件は、以下の候補のうち異なる国から1案件ずつ、計2案件を選定予定。関連する資料は以下の通り。その他、該当する資料がある場合には対象案件候補の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室から配付しますので、gpgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ ザンビア「元難民の現地統合支援プロジェクト」ファイナルレポート
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12392031.pdf>
- ・ ザンビア「メヘバ及びマユクワユクワにおける包摂的開発促進プロジェクト」事前評価表
[2024 202311261 1 s.pdf](#)
- ・ セネガル「セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト」事前評価表
[2023 201905147 1 s.pdf](#)
- ・ タンザニア「スポーツと開発」JICA 広報誌
<https://www.jica.go.jp/Resource/publication/mundi/1806/ku57pq000029gy/mt-att/05.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア・セネガル・タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/2024>

[0308.html](#)

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上